

市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
1・2 略	1・2 略
3 法第243条の2の2第8項の規定に基づく職員の賠償責任に係る賠償額が1件30万円以下のものの当該賠償責任の全部又は一部を免除すること。	3 法第243条の2の8第8項の規定に基づく職員の賠償責任に係る賠償額が1件30万円以下のものの当該賠償責任の全部又は一部を免除すること。
4～6 略	4～6 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この議案は、令和6年4月1日から施行する。